Press Release №26　東久留米市秘書広報課
平成30年10月29日

上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額算定誤りについて

1　概要

先般、都内自治体において、平成17年度～30年度の「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」（以下「上場株式等に係る配当所得等」という）に係る住民税の税額の算定に誤りがあったことが判明したことから、現在、当市において、こうした誤りがないか調査を進めていますのでお知らせします。

2　内容

住民税の税額は、原則として、確定申告書が提出されれば、確定申告書の内容に基づいて算定されますが、平成15年の地方税法関係規定の改正により、平成17年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が、住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされました。

しかし、算定に誤りのあった事例では、確定申告書が提出された場合には、その内容に従い住民税を算定すると誤って解釈し、住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入したものです。

3　対象者・件数

【対象者】住民税の納税通知書の送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出した方

【対象件数】現在調査中

※地方税法第17条の5の規定により、増額は過去3年分（平成28年度～30年度）、減額は5年分（平成26年度～30年度）が対象となります。

4　今後の対応

確認作業を進め、内容が判明次第、対象となる方には、今回の経緯を記載したおわびの文書を送付するとともに、税額変更等のご案内を送付します。

■問い合わせ先

課税課長・齋藤　電話０４２・４７０・７７７７（内線２３３０）

東久留米市企画経営室秘書広報課　　佐 川
℡042-470-7712　Fax042-470-7804
E-mail：hishokoho@city.higashikurume.lg.jp